

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇治市  
総務・市民協働部  
総務課  
電話 22-3141 番  
印刷 宇治市横島町吹前123-4  
(南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第17号 宇治市個人情報の保護に関する法律施行細則  
……………(総務課) ……2
- 規則第18号 宇治市情報公開・個人情報保護審議会規則  
……………(総務課) ……2
- 規則第19号 宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第  
1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則  
……………(消防総務課) ……2

### 告 示

- 告示第46号 収納の事務の委託 ……(政策戦略課) ……3
- 告示第47号 指定納付受託者の指定 ……(政策戦略課) ……3

### 公 告

- 公告第16号 東宇治中学校施設長寿命化改修工事(その1)に  
係る条件付一般競争入札 ……(契約課) ……3
- 公告第17号 宇治市植物公園空調設備改修工事に係る条件付一  
般競争入札 ……(契約課) ……5
- 公告第20号 庁舎交流用無停電電源装置(蓄電池)改修工事に  
係る条件付一般競争入札 ……(契約課) ……8
- 公告第21号 五ヶ庄福角市営住宅1・2号棟外壁ほか改修工事  
に係る条件付一般競争入札 ……(契約課) ……10

### 教 育 委 員 会

- 告示第5号 教育委員会の招集 ……12

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第35号 ポスター掲示場の設置場所 ……12
- 告示第36号 直接請求に必要な選挙人の数 ……21
- 告示第37号 選挙長及び同職務代理者の選任 ……21
- 告示第38号 開票事務と選挙会事務の合同 ……21
- 告示第39号 投票管理者及び同職務代理者の選任 ……21
- 告示第40号 期日前投票の場所 ……22
- 告示第41号 期日前投票所を設ける期間 ……22
- 告示第42号 期日前投票所を開く時刻の繰下げ ……22
- 告示第43号 選挙運動に関する支出の制限額 ……22

- 告示第44号 宇治市議会議員一般選挙の期日 ……23

### 農 業 委 員 会

- 公告第4号 農業委員会定例総会の招集 ……23

### 公 営 企 業

- 公告第11号 宇治市排水設備指定工事業者の指定 ……23
- 公告第12号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更 ……23
- 公告第13号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 ……23
- 公告第14号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 ……23

## 規 則

宇治市個人情報の保護に関する法律施行細則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第17号

宇治市個人情報の保護に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年宇治市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示の実施方法）

第2条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及び録音ディスク 当該録音テープ及び録音ディスクを実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は録音テープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ及びビデオディスク 当該ビデオテープ及びビデオディスクを実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又はビデオテープに複写したものの交付
- (3) 前2号に定めるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法のうち実施機関が適当であると認める方法  
ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付  
イ 当該電磁的記録を実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

（写しの交付等に要する費用）

第3条 条例第3条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納しなければならない。

3 政令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手又は現金で納付する方法その他実施機関が定める方法とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（宇治市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 宇治市個人情報保護条例施行規則（平成19年宇治市規則第46号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

|           |                        |          |
|-----------|------------------------|----------|
| 文書、図画及び写真 | (1) 複写機による複写（単色刷りに限る。） | 1枚につき10円 |
|           | (2) 複写機による複写（多色刷りに限る。） | 1枚につき50円 |
|           | (3) 前2号に規定する方法以外の方法    | 現に要する額   |
| 電磁的記録     | (1) 用紙への出力（単色刷り        | 1枚につき10円 |

に限る。）

(2) 用紙への出力（多色刷りに限る。）

1枚につき50円

(3) 前2号に規定する方法以外の方法

現に要する額

備考

1 複写機による複写及び用紙への出力については、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いる。

2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

（揭示済）

宇治市情報公開・個人情報保護審議会規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第18号

宇治市情報公開・個人情報保護審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和5年宇治市条例第2号。以下「条例」という。）第7条及び第16条の規定に基づき、宇治市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 条例第7条の規定により設置する部会に属する委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 条例第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（専門委員）

第3条 専門的な事項を調査する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者から市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門な事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（宇治市情報公開審査会規則の廃止）

2 宇治市情報公開審査会規則（平成10年宇治市規則第3号）は、廃止する。

（宇治市個人情報保護審議会規則の廃止）

3 宇治市個人情報保護審議会規則（平成11年宇治市規則第2号）は、廃止する。

（揭示済）

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年5月12日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第19号

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定

める金額を定める規則（平成18年宇治市規則第59号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「171, 650円を」を「172, 550円を」に、「171, 650円を」「172, 550円」に、「75, 290円を」「77, 890円」に、「85, 780円を」「86, 280円を」に、「85, 780円を」「86, 280円」に、「37, 600円を」「38, 900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

## 告 示

### 宇治市告示第46号

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年5月12日

宇治市長 松村 淳子

1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22番14号N.E.S.ビルN棟2階  
楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス  
株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号

2 委託事務

インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 宇治市告示第47号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」の寄附金に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年5月12日

宇治市長 松村 淳子

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス  
SBペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸1丁目7番1号東京ポートシティ竹芝オフィ

スタワー

京都クレジットサービス株式会社

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京銀カードサービス株式会社

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22番14号N.E.S.ビルN棟2階

2 指定年月日

令和5年4月1日

## 公 告

### 宇治市公告第16号

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その1）に係る条件付一般競争入札について

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その1）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和5年4月21日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その1）

（2）工事場所 宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造 鉄筋コンクリート造4階建ほか

・延床面積 2,244.19㎡

○工事概要

・長寿命化改修工事 一式

外壁改修工事

防水改修工事

内装改修工事

建具改修工事

塗装改修工事

・上記に伴う機械設備工事 一式

・上記に伴う電気設備工事 一式

・上記に伴う撤去・処分 一式

（4）工 種 建築一式工事

（5）工事期間 契約日から令和6年2月2日まで 208日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における建築一式の総合評価値（Ｐ）が８００点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（９）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

### ３ 入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書  
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

（３）提出部数 １部

### ４ 入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（開庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和５年４月２１日 午前９時から

令和５年４月２７日 午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。  
なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（開庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 ６１１-８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和５年４月２１日 午前９時から

令和５年４月２７日 午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和５年５月２日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはＦＡＸ等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

（４）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

### ５ 設計図書の配布

（１）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

（２）配布期間

令和５年４月２１日 午前９時から

令和５年５月１７日 午後２時まで

### ６ 設計図書に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はＦＡＸにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課



FAX 番 号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和5年4月21日 午前9時から

令和5年5月2日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和5年5月9日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和5年5月16日 午前9時から午後6時まで

令和5年5月17日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和5年5月17日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和5年5月19日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和5年5月22日 午前10時

予定価格に関する質疑がある時 令和5年5月25日 午前10時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ $\alpha$  値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ $\alpha$  値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和5年7月10日を本契約予定日とし、工期については、令和6年2月2日までとしているが、変更する場合があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX 番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第17号

宇治市植物公園空調設備改修工事に係る条件付一般競争入札について

宇治市植物公園空調設備改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、

次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和5年4月21日

宇治市長 松村 淳子

## 1 入札に付する事項

- （1）工 事 名 宇治市植物公園空調設備改修工事
- （2）工事場所 宇治市広野町八軒屋谷25番地の1
- （3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

### ○建物概要

- ・規模構造 緑の館：RC造2階建て  
温 室：鉄骨造 平屋建て
- ・建築面積 緑の館：1,102.48㎡  
温 室：1,633.84㎡
- ・延床面積 緑の館：1,692.42㎡  
温 室：1,633.84㎡

### ○工事概要

- ・空調熱源機器改修工事 一式
- ・空調機器改修工事 一式
- ・上記に伴う配管・計装工事 一式
- ・上記に伴う建築工事 一式
- ・上記に伴う電気設備工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

- （4）工 種 管工事
- （5）工事期間 契約日から令和6年10月18日まで 467日間
- （6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- （5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- （6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
- （7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における管の総合評価値（P）

が750点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- （8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- （9）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
  - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- （10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- （11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

## 3 入札参加資格の確認

- （1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

### （2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
  - ② 配置予定現場代理人調書  
（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）
- （3）提出部数 1部

## 4 入札参加資格の確認手続

### （1）確認申請書及び関係書類の配布

#### ① 入手方法

京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

#### ② 配布期間

令和5年4月21日 午前9時から  
令和5年4月27日 午後2時まで

#### ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

### （2）確認申請書の提出

#### ① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
- ・なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

#### ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

## ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和5年4月21日 午前9時から

令和5年4月27日 午後2時まで

## (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和5年5月2日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

## (4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

## 5 設計図書の配布

## (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

## (2) 配布期間

令和5年4月21日 午前9時から

令和5年5月17日 午後2時まで

## 6 設計図書類に関する質疑回答

## (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

## (2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX 番号：0774-20-8778

## (3) 質疑の受付期間

令和5年4月21日 午前9時から

令和5年5月2日 正午まで

## (4) 回答

回答については、令和5年5月9日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

## 7 入札期間及び開札の日時

## (1) 入札期間

令和5年5月16日 午前9時から午後6時まで

令和5年5月17日 午前9時から午後2時まで

## (2) 予定価格の公表

令和5年5月17日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

## (3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和5年5月19日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

## (4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

## (5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和5年5月22日 午前9時

予定価格に関する質疑がある時 令和5年5月25日 午前9時

## 8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

## 9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

## 12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ $\alpha$  値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

## 13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

## 15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

## 16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

## 17 支払条件

## (1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

## (2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

## (3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和5年度 7パーセント

令和6年度 93パーセント

#### 18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

#### 19 その他

- （1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- （2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- （3）入札辞退者に不利益を課すことはない。
- （4）新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- （5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

#### 宇治市公告第20号

庁舎交流用無停電電源装置（蓄電池）改修工事に係る条件付一般競争入札について

庁舎交流用無停電電源装置（蓄電池）改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和5年4月28日

宇治市長 松村 淳子

#### 1 入札に付する事項

- （1）工 事 名 庁舎交流用無停電電源装置（蓄電池）改修工事
- （2）工事場所 宇治市宇治琵琶33番地
- （3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

##### ○建物概要

- ・規模構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階  
地上8階建（棟屋2階）

・敷地面積 17,350.70㎡

・延床面積 18,873.79㎡

##### ○工事概要

- ・無停電電源装置改修工事 一式
- ・上記に伴う建築工事 一式

（4）工 種 電気工事

（5）工事期間 契約日から令和6年3月15日まで 275日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- （5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- （6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を電気工事業について受けている単体企業であること。
- （7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における電気の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- （8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- （9）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
  - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- （10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

#### 3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。